

令和 2 年 定 例 会
防災県土整備企業常任委員会
説 明 資 料

1 議案補充説明

(1) 議案第 134 号「工事協定締結について」 1

2 所管事項

(1) 「『令和 2 年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」
への回答について 3

(2) 公共事業の早期執行について 5

(3) 河川堆積土砂撤去の推進について 6

(4) 治水協定に基づくダムの事前放流の取組について 14

(5) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について 19

(6) 内水面漁協にかかる発注者の対応について 27

(7) 審議会等の審議状況について 33

≪別冊≫ 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和元年度）及び全期間評価

令和 2 年 1 0 月 1 2 日

県 土 整 備 部

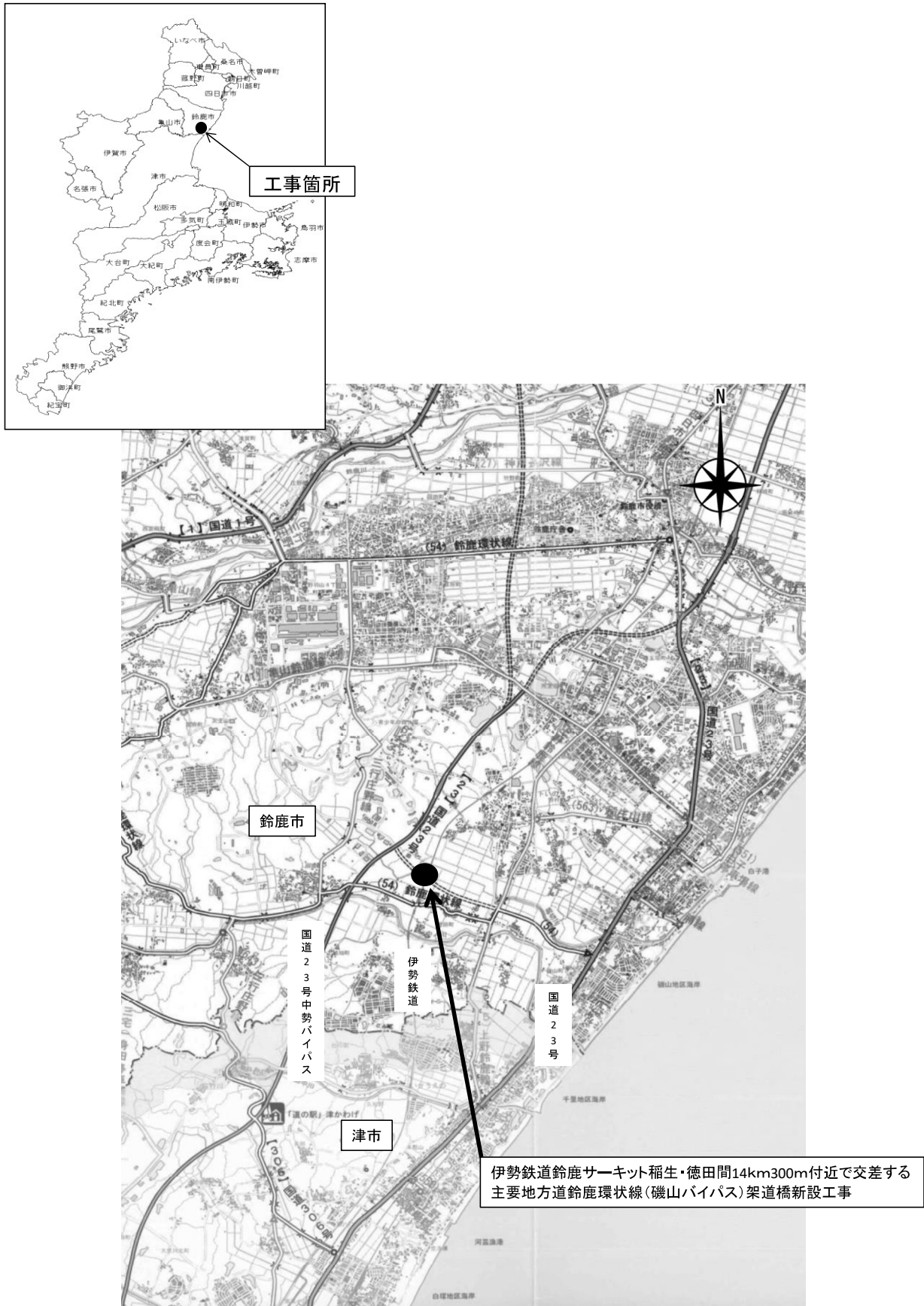
1 議案補充説明

(1)議案第 134 号 工事協定締結について

議案番号 第 134 号		工 事 協 定 締 結 に つ い て	
工 事 名	伊勢鉄道鈴鹿サーキット稲生・徳田間14km300m付近で交差する主要地方道鈴鹿環状線(磯山バイパス)架道橋新設工事		
施 工 場 所	鈴鹿市徳田町地内		
契 約 金 額	1,667,490,000 円(消費税等含む)		
協 定 者	鈴鹿市桜島町一丁目20番地		
住 所 氏 名	伊勢鉄道株式会社 代表取締役社長 渡邊 信一郎		
契 約 工 期	議決日から令和7年3月31日まで		
<u>工事内容</u>	<u>協定理由</u>		
函渠工 L=14.3m U型擁壁工 L=14.5m	本架道橋は、鉄道下に新設するものであり、道路法第 31 条(道路と鉄道との交差)に基づく鉄道事業者との協議の結果、鉄道運転保安上の一層の安全を確保する必要があることや、事故発生の際に、鉄道事業者が自ら迅速な対策、復旧等を実施し二次災害の発生等を極力避ける必要があることなどから、「道路と鉄道との交差に関する協議等に係る要綱」第 11 条に基づき、「鉄道側の運転保安上もしくは施設の維持管理上必要なもの」として、鉄道事業者である伊勢鉄道株式会社と協定を締結して工事を委託するものである。		

【議案第134号】

位置図



2 所管事項

(1)「『令和2年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

「『令和2年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答

【防災県土企業常任委員会】

第2編(第三次行動計画の評価)

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
113	災害に強い県土づくり	県土整備部	<p>令和2年度は、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の最終年度となっている。</p> <p>昨年10月、三重県議会においては、この件に関して国土強靱化対策の継続等を求める意見書を決議したところであるが、県当局におかれては、引き続き災害に強い県土づくりを進めることができるよう、必要な予算の確保等に努められたい。</p>	<p>7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」（骨太方針）において「防災・減災、国土強靱化の3か年緊急対策後も中長期的視点に立って計画的に取り組むため、国土強靱化基本計画に基づき、必要・十分な予算を確保し、オールジャパンで対策を進め、国家百年の大計として、災害に屈しない国土づくりを進める」との国の方針が示されました。</p> <p>公共事業関係、防災関係については、しっかりと取り組む必要があるので、国土強靱化をはじめとした公共事業の予算確保を国に強く求めていきたいと考えています。</p>
			<p>河川・海岸堤防等の整備等について、県民の生命・財産を守る観点でより大きな効果が得られるよう、人口密集地に係る整備を優先するなど優先順位の精査を検討されたい。</p>	<p>河川・海岸堤防等の整備にあたっては、災害による被害の大きさや経済効果、施設の老朽化の状況、地域の要望等を総合的に勘案して進めてまいります。</p>

351	道路網・港湾整備の推進	県土整備部	道路整備について、令和3年度以降も引き続き通学児童や未就学児の安全確保に努められたい。 また、歩行者、特に高齢者や障がい者にもやさしい道路づくりの視点を取り入れることを検討されたい。	緊急安全点検に基づく未就学児の安全対策については令和2年度に完了見込みです。 また、通学路交通安全プログラム等に基づく道路整備等については、引き続き実施する予定です。 さらに今後の道路整備等では、人がどう利用するのか、物流でどのように利用していくのかといった観点が必要であるため、人が優先になるような道路空間について、しっかりと議論してまいります。
353	安全で快適な住まいまちづくり	県土整備部	快適な住まいづくりの観点から、県営住宅など公共建築物等への三重県産材の積極的な利用を検討されたい。	現在の県営住宅の改装は、高齢者世帯向けのバリアフリー化と子育て世帯向けの内装変更などが主なものであり、既にフローリングや上がり框などの造作物の木質化に努めています。 今後の県営住宅の工事においては、三重県産材の利用が可能な部分について、三重県産材の積極的な利用を図ってまいります。

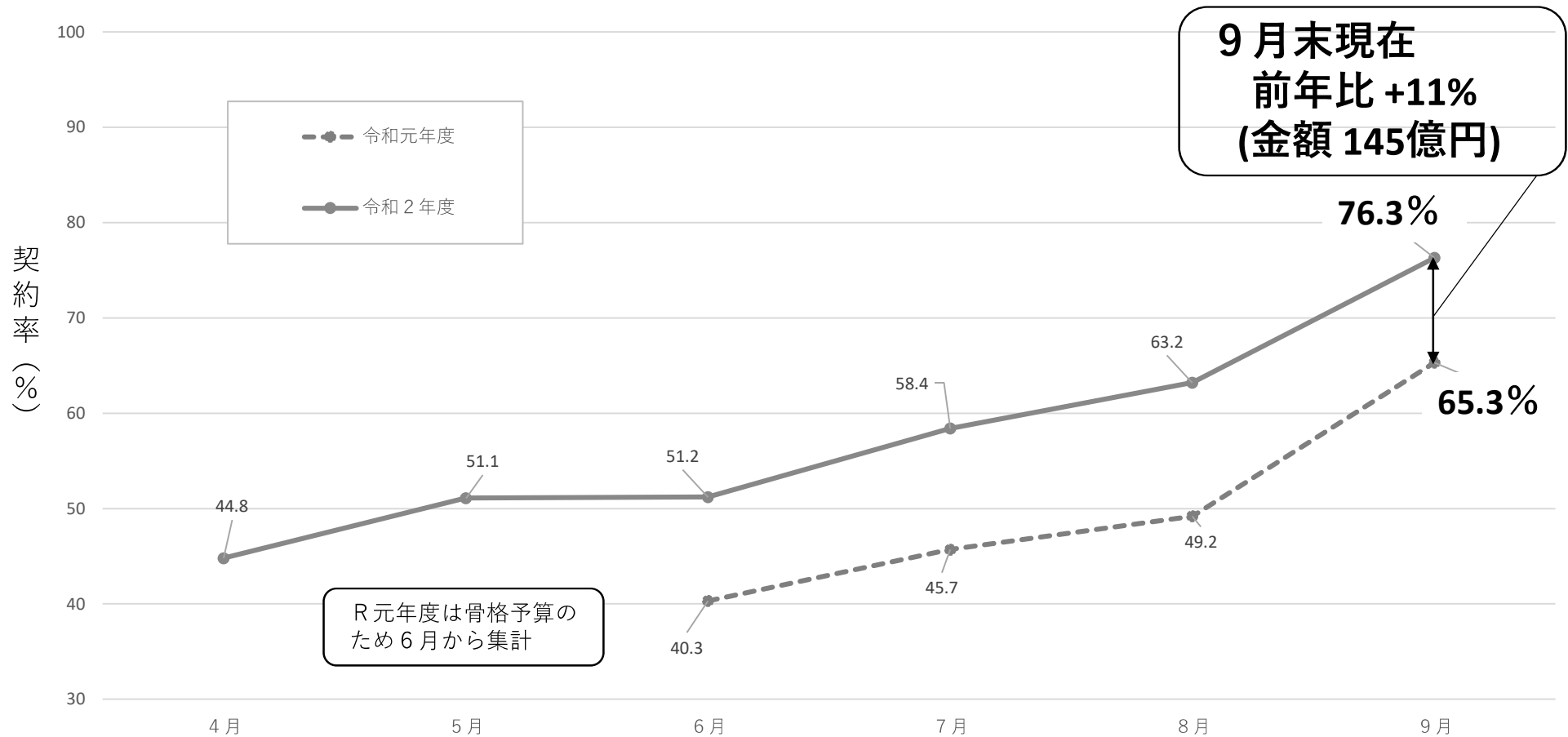
●行政運営の取組

行政運営番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	担当部局の答弁
7	公共事業推進の支援	県土整備部	地域の建設業は、災害発生時における地域の安心・安全の確保や地域の雇用を支える産業として重要な役割を担っていることから、入札・契約制度の改善を含めて三重県建設産業活性化プランに基づく建設業の活性化に取り組まされたい。	地域の建設業が社会資本の整備・維持修繕や災害対応などの役割を今後も果たし、未来に存続できるよう、第三次三重県建設産業活性化プランに基づき、担い手確保、生産性向上、地域維持や災害対応への体制強化などについて、入札契約制度の改善を含めて建設業の活性化に取り組んでまいります。

(2) 公共事業の早期執行について

- ・ 景気の下支えのため、公共事業の早期執行を図る
(国 緊急経済対策、県 緊急総合対策)

公共事業予算契約率(県土整備部)【毎月末集計】



契約率：各月末までの契約額／R元年度繰越とR2年度当初予算の合計額（維持管理費を除く）
契約額には工事、測量・設計、用地・補償を含む

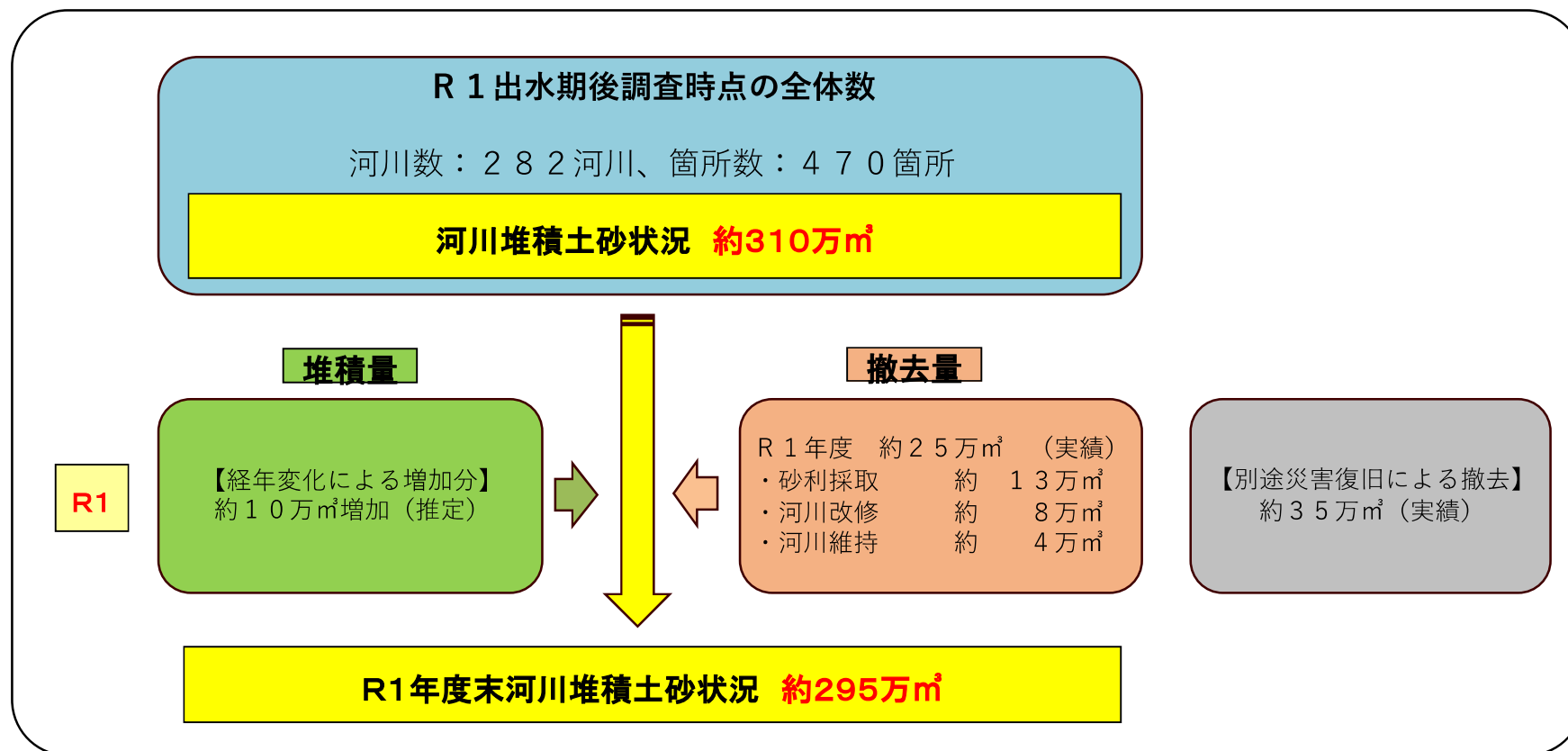
(3) 河川堆積土砂撤去の推進について

① 河川堆積土砂の現状

令和元年の出水期後の11月に河川の堆積土量を再調査した結果、堆積土量は約310万 m^3 。

令和元年度に河川事業や砂利採取にて約25万 m^3 を撤去したため、令和元年度末における堆積土量は、約295万 m^3 となっています。

なお、台風や豪雨などに伴い新たに堆積した約35万 m^3 は、別途、災害復旧事業にて撤去しています。

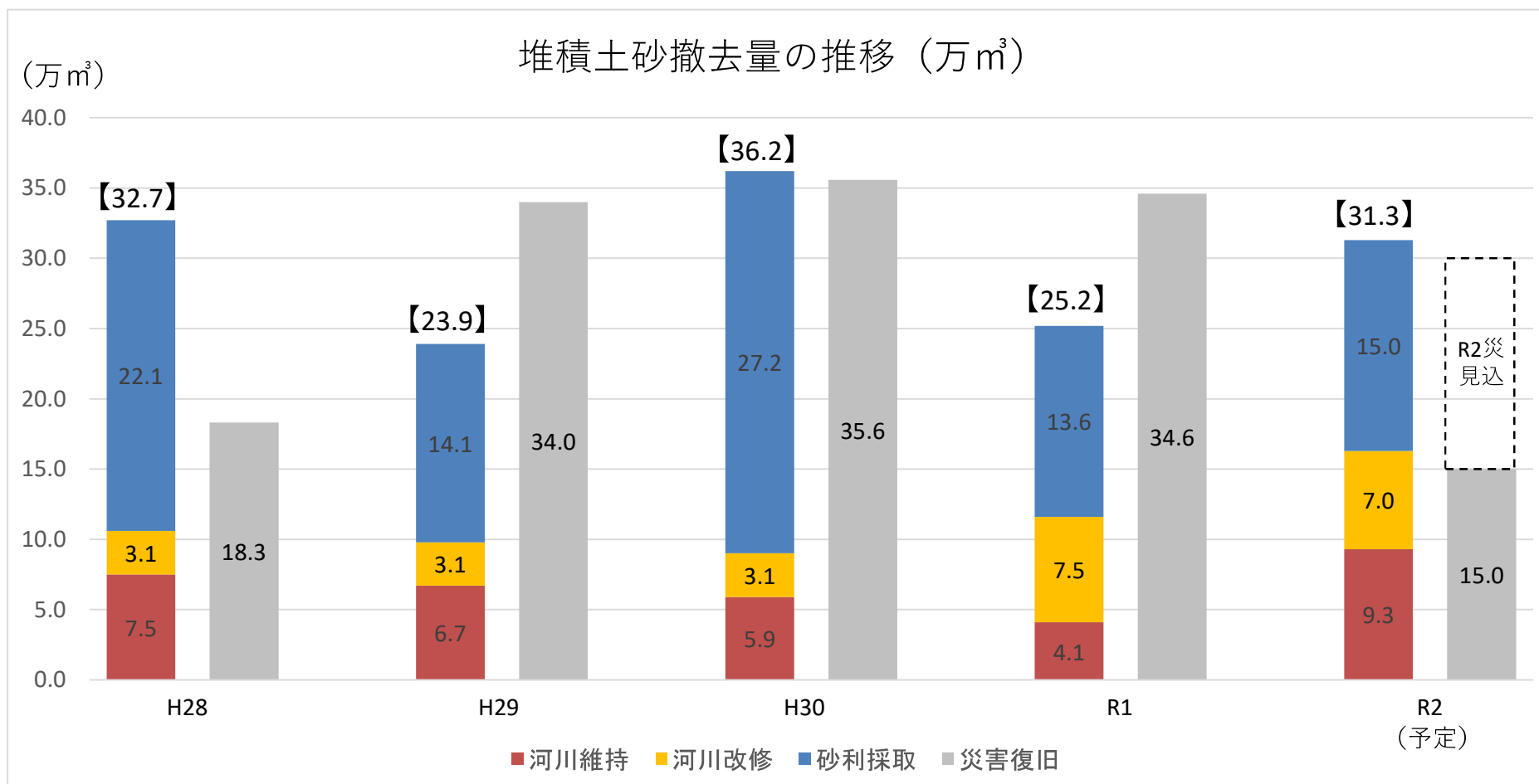


② 撤去の取組状況

ア 堆積土砂撤去量の推移

経年的に堆積する土砂については河川維持事業や河川改修事業により撤去を行うとともに、砂利採取制度の活用と併せて全体堆積土量の縮減に努めています。

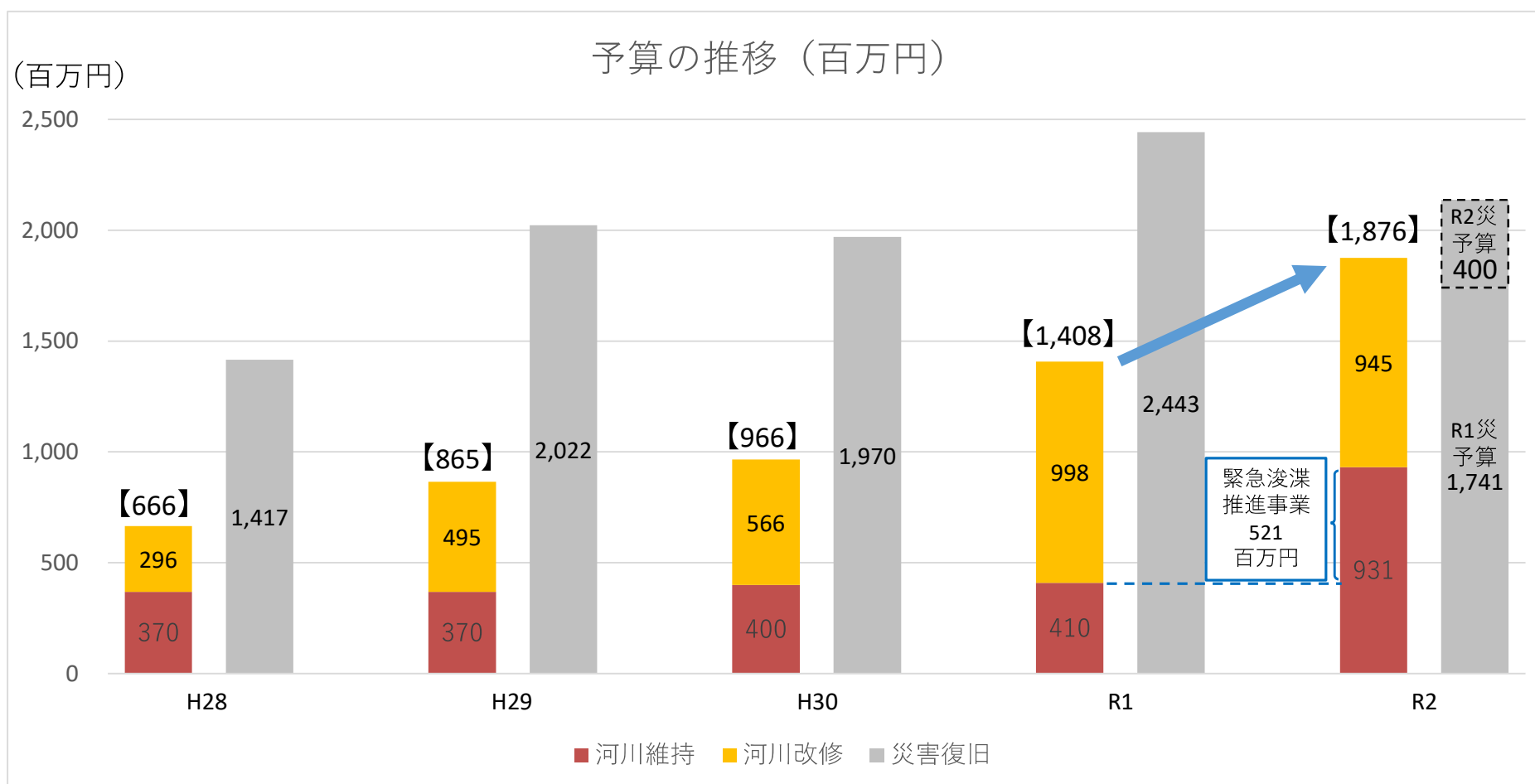
台風や豪雨などに伴い新たに堆積した土砂は、別途、災害復旧事業にて撤去しています。



② 撤去の取組状況

イ 予算の推移

堆積土砂撤去を進めるため、河川維持事業や河川改修事業の予算確保に努めています。令和2年度当初予算については、新たに創設された**緊急浚渫推進事業**を積極的に活用し、大幅に予算を増額しています。



③ 緊急浚渫推進事業

河川堆積土砂撤去を進めていくためには、引き続き確実な予算の確保が重要です。

令和2年度に新たに創設された**緊急浚渫推進事業**は、財政的に有利な起債であることから、この事業債を最大限活用し、引き続き予算の確保に努めます。

緊急浚渫推進事業の創設

- 令和元年台風第19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要
- このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫推進事業」を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設（地方財政法を改正）

1. 対象事業
各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫
※1 河川は、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川が対象 ※2 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む
※3 河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

2. 事業年度
令和2～6年度（5年間）

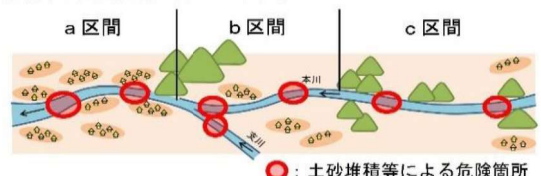
3. 地方財政措置
充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

4. 事業費
900億円（令和2年度）
※ 令和2～6年度の事業費（見込み）：4,900億円

【参考】
一般単独事業債
充当率：90% 交付税措置：なし
※河川の一定計画に基づく浚渫

<参考> 河川の浚渫の例
堆積土砂率や人家への危険度に応じて、対策の優先度の高い箇所を河川維持管理計画等に位置付け、緊急的に浚渫を実施

【河川の区間区分（イメージ）】



【危険度の区分】
a 区間：維持管理上特に重要な区間（洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川等）
b 区間：維持管理上重要な区間（a 区間以外で氾濫による人家への影響が生じる河川の区間）
c 区間：氾濫による人家への影響が殆どない河川の区間
※ただし、複数箇所で氾濫する場合や、浸水範囲に要配慮施設や道路等が含まれる場合など、影響が大きい場合がある。

④ 砂利採取による撤去

河川堆積土砂の撤去量の拡大を図るため、「河川堆積土砂撤去方針」を策定し、砂利採取による堆積土砂の撤去を進めています。

また、採取時の負担を軽減することで採取の促進につなげるため、県による**砂利採取促進策**を展開しています。

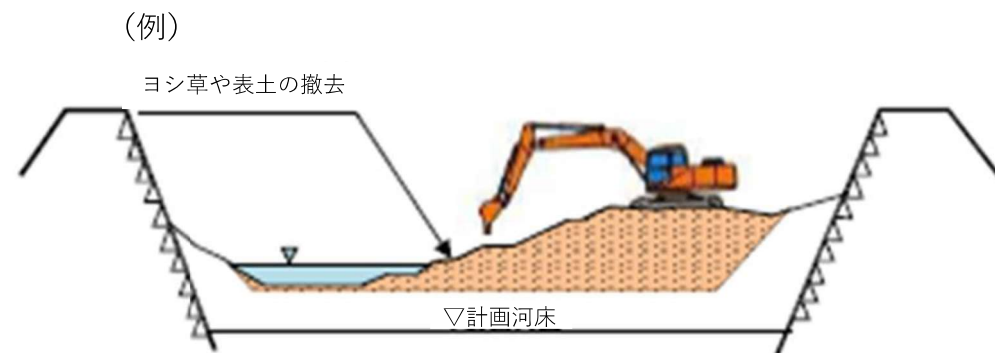
○河川堆積土砂撤去方針（H20～）

河川内に堆積した土砂の撤去量拡大ならびに資源の有効活用を図ることを目的として、「河川堆積土砂撤去方針」を策定

- ・砂利採取組合による撤去
- ・適用期間：令和2年4月から令和5年3月まで（3年毎に延伸）

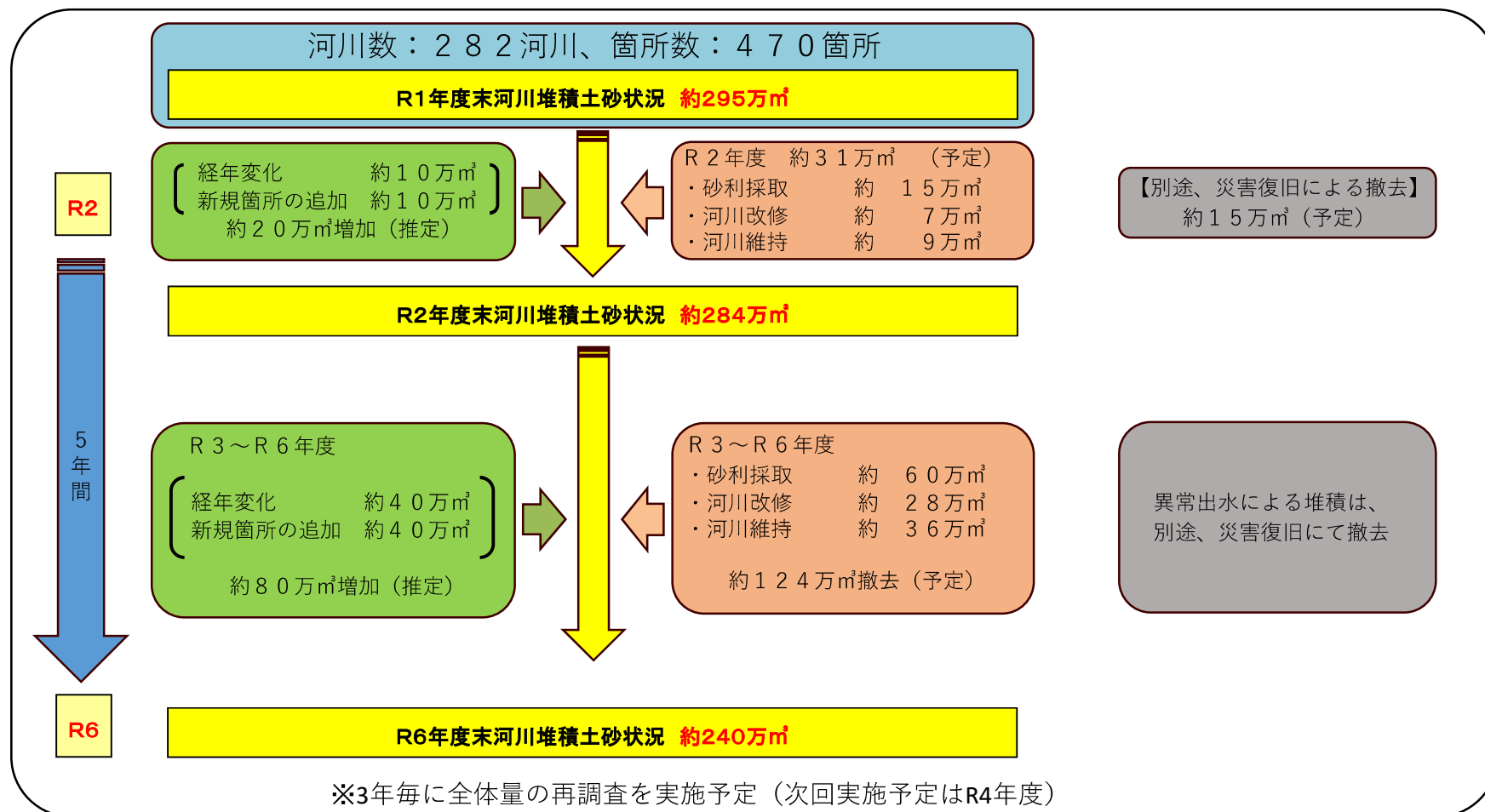
○砂利採取促進策（H21～）

- ・県によるヨシ草や表土の除去
- ・県による試掘調査
- ・県による事前測量
- ・県が掘削して河川区域内に仮置きした土砂を、砂利採取組合が採取（仮置採取）



⑤ 撤去計画

令和2年度に新たに創設された緊急浚渫推進事業や砂利採取の活用により今後も引き続き撤去を進めます。また、台風などにより新たに堆積した土砂は別途災害復旧事業により撤去します。今後の5年間で、約155万 m^3 の土砂を撤去していきます。

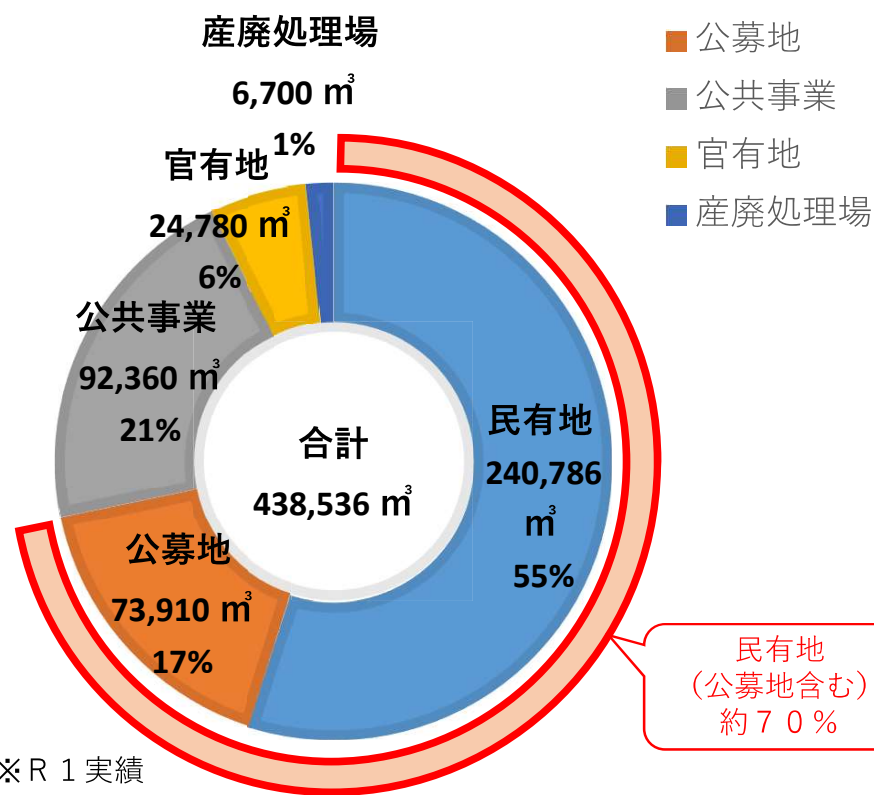


⑥ 残土処分地の確保

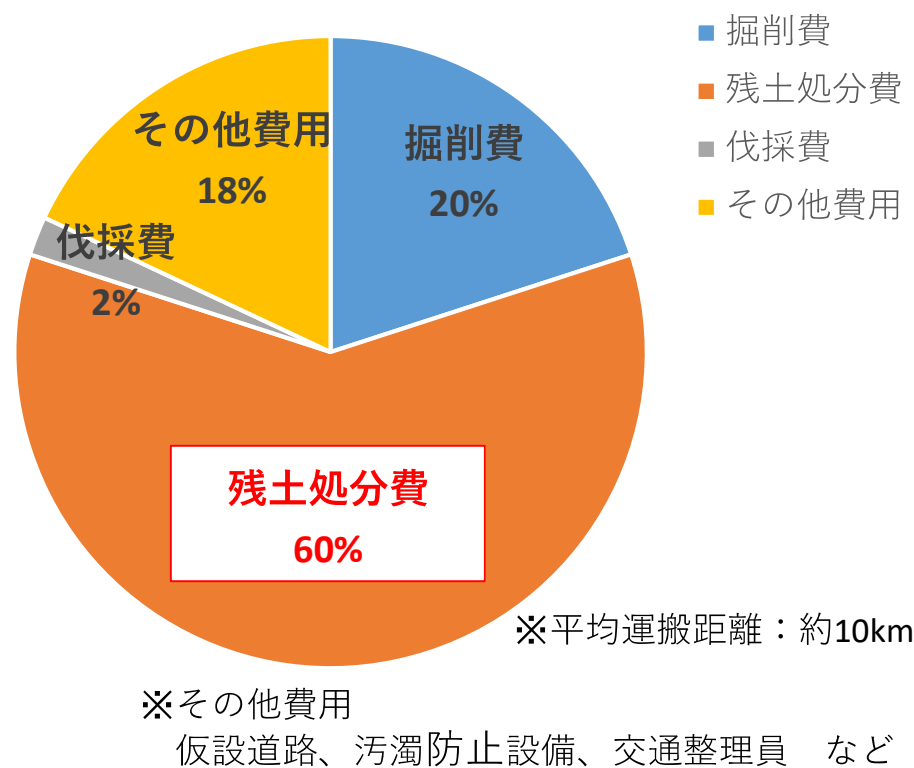
河川堆積土砂の撤去については、処分先の確保が不可欠です。処分先については、公共事業や官有地を優先して処分しているものの、約70%が地域の協力により得られた民有地へ処分を行っている状況です。また、工事費用のうち、土砂運搬など残土処分に要する費用が、工事費の約60%を占めており、効率良く撤去するためには、工事箇所近辺での処分地確保が重要であることから、今後の安定した処分地の確保に向けて、引き続き、地域の協力が必要です。

(R2年度実施箇所に対する残土処分地は、概ね確保済)

【残土処分地の割合】



【工事費の内訳】



⑦ 砂利採取の更なる促進

撤去量の拡大を図るためには、財政的に有利であり、処分地が不要となる砂利採取制度の活用が重要であるものの、河川の状況や運搬距離などから、多くの河川で採取が進んでいない状況です。

このことから、砂利採取組合の負担軽減に向けた「**促進策の拡充**」や「**制度の緩和**」を検討し、更なる撤去量の拡大に向けて取り組めます。

促進策の拡充



砂利採取組合と意見交換を行いながら、
新たな促進策の追加を検討

制度の緩和



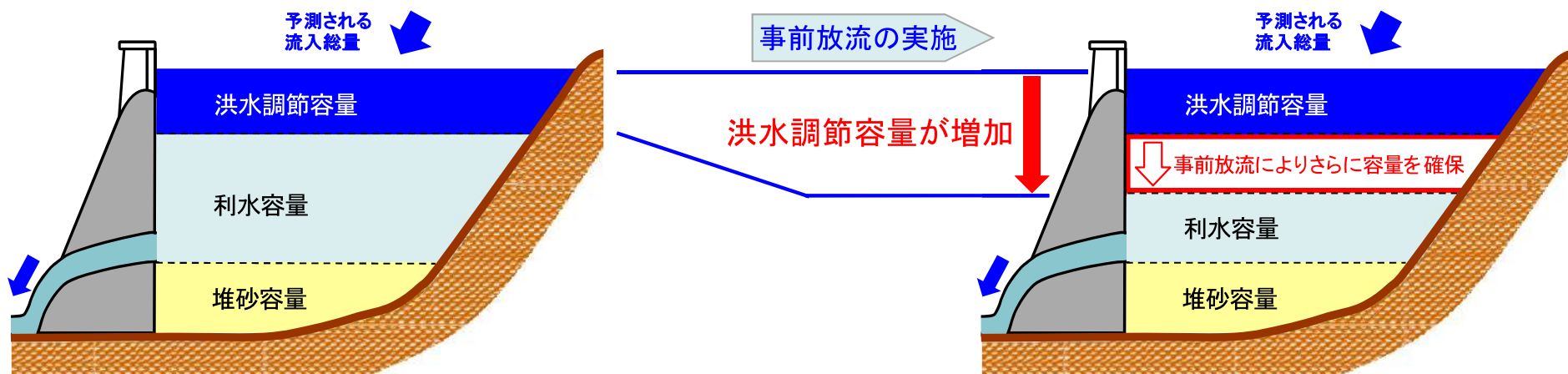
撤去方針の**適用期間の拡大**や**採取料の緩和**など
を検討

(4) 治水協定に基づくダムの事前放流の取組について

① 事前放流とは

台風の接近などで、大雨が降ると予測されるとき、ダムに流入する水量を予測し、利水容量※の一部を事前に放流することで、ダムの洪水調節容量を増加させます。これによりダムの洪水調節機能が強化され、異常洪水時防災操作（いわゆる緊急放流）の回避や、下流河川の洪水被害の防止、軽減を図ります。

※利水容量 水道や発電などに使われる容量



三重県では、平成16年の水害を受けて、平成17年から宮川ダムで、平成19年から君ヶ野ダムで事前放流を運用しています。本年締結した治水協定にも位置付けて引き続き運用しています。

② 基本方針と治水協定

背景

- 令和元年東日本台風では、全国の146ダムで洪水調節を実施し、そのうち6ダムが異常洪水時防災操作を実施
- 国内全1460ダムの全貯水量のうち、洪水調節容量は約3割にとどまっている

方針

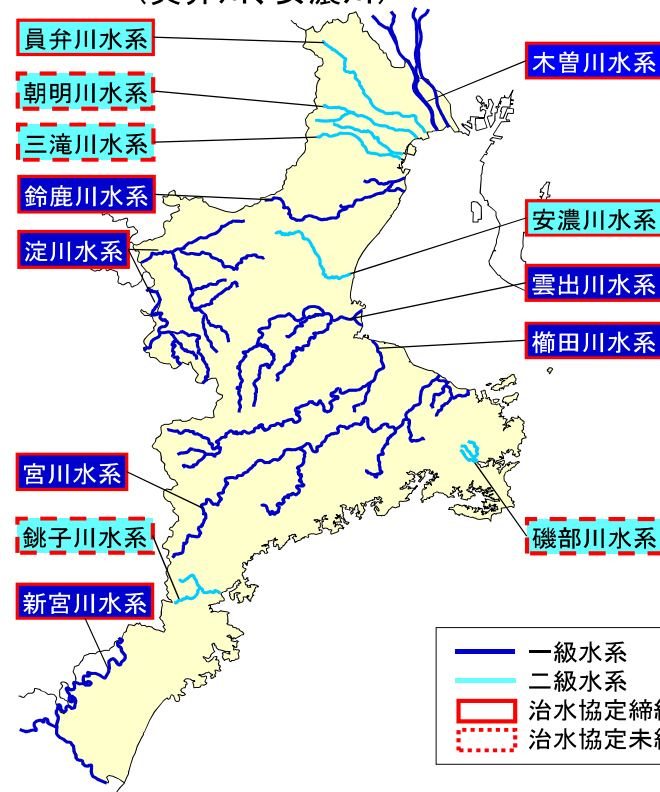
「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」(令和元年12月)

- 治水ダムだけでなく利水ダムも含めた全ての既存ダムで洪水調節機能強化に取り組む
- 事前放流の実施方針等を定める治水協定を利水関係者等と締結
⇒一級水系は令和2年5月までに治水協定を締結
⇒二級水系も令和2年度中に治水協定を締結
- 国は事前放流等に関するガイドラインを整備(令和2年4月制定)
 - 事前放流の基準等の設定方法
 - 事前放流後に水位が回復しなかった場合の対応 等

三重県での治水協定締結状況

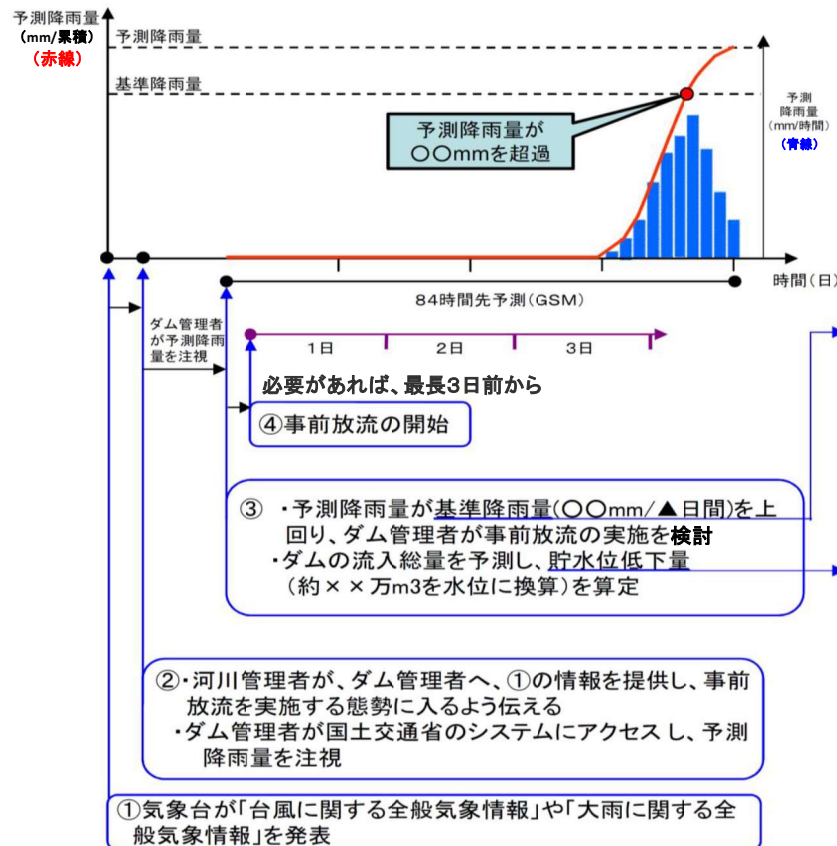
令和2年5月末:全ての一級水系(木曾川、鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川、淀川、新宮川)

令和2年8月末:ダムのある二級水系6水系の内の2水系(員弁川、安濃川)



③ 事前放流の実施フロー

○事前放流の実施判断



【基準降雨量】

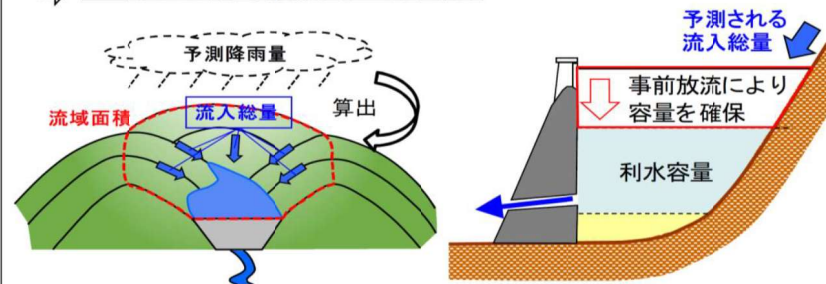
ダム上流域で基準降雨量(〇〇mm/▲日間)を上回るとき、下流河川において、氾濫するおそれがある危険な状態となる



【貯水位低下量】

予測降雨量をもとにダムの流入総量を算出し、事前放流により確保する容量として、約××万m3を算定し、これを貯水位に換算

⇒ ××万m3の容量を確保するべく水位低下



④ 三重県管理ダムの事前放流対応例(宮川ダム:平成30年9月29日～10月1日 台風第24号)

宮川ダム事前放流実施要領

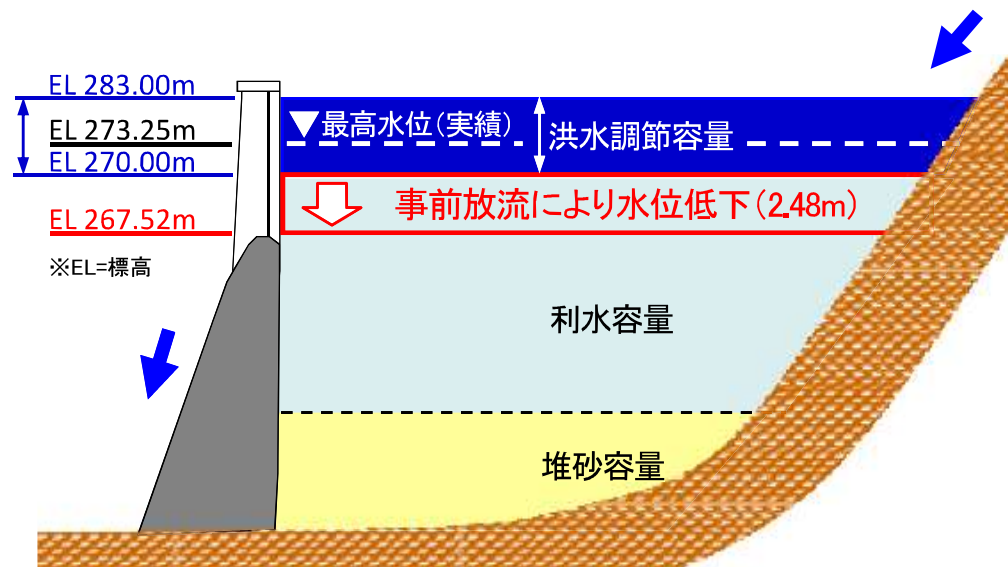
今後の降雨量が累積雨量150mmを超えると予測される場合に事前放流を実施できる

大雨時

予測雨量より想定されるダムの最高水位をシミュレーション

実施と結果

累積雨量150mmを超えると予測されたため、シミュレーションの結果から、事前放流を実施しダムの水位を2.48m低下させた
 ⇒ 事前に水位低下させ確保した容量と洪水調節容量の中で大雨を貯水した(右図:最高水位)
 ※実績雨量 総雨量421mm (322mm/12h)
 (参考)治水協定の基準降雨量 420mm/12h



5 今後の取組

- ① ダムのある二級水系で、残る4水系(朝明川、三滝川、磯部川、銚子川)の治水協定を令和2年度中に締結し事前放流の取組を進めていきます。
- ② 利水者が、事前放流に協力した結果、利水容量が回復しなかった場合の利水者に対する損失補填制度の拡充を国に要望していきます。

(参考)国の損失補填制度(「事前放流ガイドライン」(令和2年4月))

I 損失補填を受けられる施設等

国土交通省及び水資源機構が管理するダム及び河川法第26条の許可を受けて1級水系に設置された利水ダムを対象とする。

新規
事項

利水ダムにおける事前放流の更なる推進

- 全国の利水ダム等において、洪水の恐れがある場合に事前に放流することで一時的に空き容量を確保する「事前放流」の取組を今年の出水期から一斉に開始(全国の1級水系等)。
- この取組を継続的かつ効果的に実施するため、関係者が参画する協議会を設置するとともに、事前放流に伴う損失補填制度の拡充や放流施設の整備等への支援制度を拡充する。

実施体制の構築



○利水ダム等の洪水調節機能強化に向けた協議会の設置

「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき各水系に設置されている協議の場※の位置づけを明確化することにより、河川管理者、関係利水者等が連携してソフト対策（事前放流）・ハード対策（ダムのかさ上げ等）を総合的かつ一体的に推進

※河川管理者と利水を含むダム管理者等で構成

支援制度の拡充(損失補填、施設整備)等

	令和2年度	令和3年度
損失補填	利水ダムへの損失補填制度の創設 (1級水系の利水ダム)	○事前放流に伴う損失補填制度の拡充 2級水系においても事前放流の取組を更に推進するため、2級水系の管理者である道府県が利水ダム等の事前放流に伴う損失補填を行う場合に、国がその費用を支援する制度(1級水系の道府県所管の多目的ダムにも適用)を検討
施設整備	利水者による施設整備への補助制度の創設 (補助率：1/2を上限)	○河川管理者による新たな施設整備制度の創設 放流施設の整備等を行うことで、大きな洪水調節効果が期待できる利水ダムについて、河川管理者が主体となって施設整備等を実施できる支援制度を創設 ○事前放流に関する放流施設の整備等を行った場合の税制優遇 利水ダムにおいて、洪水被害を防止・軽減させる目的で放流施設の整備等を行った場合には、当該施設にかかる固定資産税を課税の対象外とする新たな税制を創設

(5) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

令和元年度において、県土整備部の公の施設で指定管理者が管理を行った施設は以下のとおりです。

これらの施設について、指定管理者制度に関する取扱要綱に基づき、令和元年度分の管理状況を報告します。

区分	施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
県営都市公園	県営都市公園 北勢中央公園	株式会社名阪造園	H30. 4. 1～R5. 3. 31
	県営都市公園 鈴鹿青少年の森	三重県森林組合連合会	H30. 4. 1～R5. 3. 31
	県営都市公園 亀山サンシャインパーク	サンシャインパーク GM	H30. 4. 1～R5. 3. 31
	県営都市公園 大仏山公園	有限会社太陽緑地	H30. 4. 1～R5. 3. 31
	県営都市公園 熊野灘臨海公園	紀伊長島レクリエーション 都市開発株式会社	H30. 4. 1～R5. 3. 31
下水道施設	三重県 流域下水道施設	公益財団法人 三重県下水道公社	H31. 4. 1～R6. 3. 31
県営住宅及び特定公共賃貸住宅	三重県営住宅 ＜北勢ブロック＞	鈴鹿亀山不動産事業 協同組合	H31. 4. 1～R6. 3. 31
	三重県営住宅及び三重県 特定公共賃貸住宅 ＜中勢伊賀ブロック＞	伊賀南部不動産事業 協同組合	H31. 4. 1～R6. 3. 31
	三重県営住宅及び三重県 特定公共賃貸住宅 ＜南勢ブロック＞	三重県南勢地区管理事業 共同体	H31. 4. 1～R6. 3. 31
	三重県営住宅 ＜東紀州ブロック＞	三重県南勢地区管理事業 共同体	H31. 4. 1～R6. 3. 31

■指定管理者の自己評価の基準

評価項目1の評価：

- 「A」業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」業務計画を順調に実施している。
- 「C」業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

評価項目2、3の評価：

- 「A」当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」当初の目標を達成している。
- 「C」当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

■県の評価の基準

- 「+」指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
- 「-」指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
- 「 」(空白) 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<令和元年度分>(概要)

施設の名称	県営都市公園 北勢中央公園			県営都市公園 鈴鹿青少年の森				
指定管理者の名称	株式会社名阪造園			三重県森林組合連合会				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園施設のうち野球場、テニスコートの利用の許可 公園の利用の促進 その他の業務 			<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園の利用の促進 その他の業務 				
成果目標及び実績	内容	目標	実績	内容	目標	実績		
	年間公園利用者数	235,000人	238,793人	年間公園利用者数	280,000人	317,486人		
評価項目と内容	H30		R1		H30		R1	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	B		B		B		B	
2 施設の利用状況	B		B		B		B	
3 成果目標及びその実績	B		B		B		A	
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <p>・業務仕様書に基づき植物及び公園施設の管理を適切に行ったことから、「管理業務の実施状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</p> <p>・業務仕様書に基づき15回のイベントを開催するとともにSNSを活用した情報発信するなど、公園の利用促進に努めたことから、「施設の利用状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</p> <p>・年間公園利用者数が成果目標の101.6%となり、目標を達成したことから、「成果目標及びその実績」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</p> <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <p>・利用者の安全・安心を確保するため、施設の老朽化に対する適切な修繕及び維持管理を期待する。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の影響により利用者の確保が困難な状況ではあるが、感染症拡大防止のための対策を実施しつつ、利用者拡大に向けた取組を期待する。</p>				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <p>・業務仕様書に基づき植物及び公園施設の管理を適切に行ったことから、「管理業務の実施状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</p> <p>・年15種類の多様なイベントを開催したり、積極的な情報発信を行うなど、業務仕様書に基づき公園の利用促進に努めたことから、「施設の利用状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</p> <p>・年間公園利用者数が成果目標の113.4%となり、目標を大幅に上回ったことから、「成果目標及びその実績」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</p> <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <p>・利用者の安全・安心を確保するため、施設の老朽化に対する適切な修繕及び維持管理を期待する。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の影響により利用者の確保が困難な状況ではあるが、感染症拡大防止のための対策を実施しつつ、利用者拡大に向けた取組を期待する。</p>			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<令和元年度分>(概要)

施設の名称	県営都市公園 亀山サンシャインパーク			県営都市公園 大仏山公園				
指定管理者の名称	サンシャインパークGM			有限会社太陽緑地				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園の利用の促進 その他の業務 			<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園施設のうち野球場、テニスコート及びゲートボール場の利用の許可 公園の利用の促進 その他の業務 				
成果目標及び実績	内容	目標	実績	内容	目標	実績		
	年間公園利用者数	810,000人	778,979人	年間公園利用者数	215,000人	216,216人		
評価項目と内容	H30		R1		H30		R1	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	B		B		B		B	
2 施設の利用状況	B		B		B		B	
3 成果目標及びその実績	B		B		B		B	
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体と協力しながら花壇整備を実施するなど、業務仕様書に基づき植物及び公園施設の管理を適切に行ったことから、「管理業務の実施状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 新型コロナウイルス感染症の影響による施設利用者数の減少はあったものの、ハイウェイオアシス館と協働したイベントを開催するなど、業務仕様書に基づき公園の利用促進に努めたことから、「施設の利用状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 年間公園利用者数が成果目標の96.2%となり、達成率が95%を超えていることから、「成果目標及びその実績」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の安全・安心を確保するため、施設の老朽化に対する適切な修繕及び維持管理を期待する。 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者の確保が困難な状況ではあるが、感染症拡大防止のための対策を実施しつつ、利用者拡大に向けた取組を期待する。 			<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務仕様書に基づき植物及び公園施設の管理を適切に行ったことから、「管理業務の実施状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 恒例となった大型イベントのほかに年5回のテニス教室、「星の観察会」及び「ミニ門松教室」の実施など、業務仕様書に基づき公園の利用促進に努めたことから、「施設の利用状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 年間公園利用者数が成果目標の100.6%となり、目標を達成したことから、「成果目標及びその実績」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の安全・安心を確保するため、施設の老朽化に対する適切な修繕及び維持管理を期待する。 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者の確保が困難な状況ではあるが、感染症拡大防止のための対策を実施しつつ、利用者拡大に向けた取組を期待する。 				

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<令和元年度分>(概要)

施設の名称	県営都市公園 熊野灘臨海公園				三重県流域下水道施設									
指定管理者の名称	紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社				公益財団法人三重県下水道公社									
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 ・公園の利用者への案内に関する業務 ・条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 ・公園の利用の促進 ・その他の業務 				<ul style="list-style-type: none"> ・流域下水道の機械設備及び電気設備の運転操作に関する業務 ・流域下水道の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務 ・その他の業務 									
主な成果目標及び実績	内容		目標		実績		内容		目標		実績			
	年間公園利用者数		580,000人		662,896人		目標放流水質 (最大値) 【北部浄化センター】		COD		18mg/l		8.1mg/l	
							T-N		12mg/l		10mg/l			
							汚泥含水率 【北部浄化センター】		76%以下		74.7%			
評価項目と内容	H30		R1		H30		R1		H30		R1			
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価		
1 管理業務の実施状況	B		B		A		A		A		-			
2 施設の利用状況	B		B		A		A		A		-			
3 成果目標及びその実績	A		A		A		A		A		-			
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務仕様書に基づき、植物及び公園施設の管理を適切に行ったことから、「管理業務の実施状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・業務仕様書に基づき多数のイベントを行うとともにライダー向けイベントの誘致を行うなど、公園の利用促進に努めたことから、「施設の利用状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・年間公園利用者数が成果目標の114.3%となり、目標を大幅に上回ったことから、「成果目標及びその実績」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全・安心を確保するため、施設の老朽化に対する適切な修繕及び維持管理を期待する。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により利用者の確保が困難な状況ではあるが、感染症拡大防止のための対策を実施しつつ、利用者拡大に向けた取組を行うとともに、近隣観光施設及び行政とも連携し、当公園の魅力を情報発信していくことを期待する。 				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標放流水質での運転管理に努め、安定したサービスの提供を行ったが、コスト削減対策について、計画通りに実施しているものの、特に優れた実績を上げているとまでは言えず、「管理業務の実施状況」については、B評価とした。 ・施設見学者数及び出前教室受講者数の合計が6,000人を上回るなど、下水道の普及啓発に積極的に取り組んだことから、「施設の利用状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・年間を通じ、全ての浄化センターで目標放流水質を遵守できており、汚泥含水率についても目標を達成していることから、「成果目標及びその実績」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減に向けた効果的な点検や適切な維持修繕を期待する。 ・今後も新型コロナウイルス感染症対策を実施し、安定した維持管理体制の継続に努め、良好な放流水質を確保するとともに、引き続きコスト縮減や普及啓発に取り組むことを期待する。 									

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<令和元年度分>(概要)

施設の名称	三重県営住宅〈北勢ブロック〉			三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅〈中勢伊賀ブロック〉				
指定管理者の名称	鈴鹿亀山不動産事業協同組合			伊賀南部不動産事業協同組合				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅及び共同施設の管理に関する業務（県営住宅の入居者の決定、使用料の決定等を除く） ・県営住宅及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 ・その他の業務 			<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅及び県特定公共賃貸住宅並びに共同施設の管理に関する業務（県営住宅等の入居者の決定、使用料の決定等を除く） ・県営住宅等及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 ・その他の業務 				
成果目標及び実績	内容	目標	実績	内容	目標	実績		
	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均3.9回	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均6.2回		
	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕要望等に1時間以内に対応	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕要望等に1時間以内に対応		
評価項目と内容	H30		R1		H30		R1	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	A		A		A		A	
2 施設の利用状況	B		B		B		B	
3 成果目標及びその実績	A		A		A		A	
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者アンケートにおいて、88.4%が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしたことから、「管理業務の実施状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・令和元年度の入居率は前年度から減少しているものの減少幅が2.2%であったため、「施設の利用状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「建物等の点検確認」及び「緊急対応（迅速かつ誠実な対応）」の成果目標を達成するとともに、アンケートにおいて86.1%の入居者が住宅修繕要望等への迅速な対応を評価していることから、「成果目標及びその実績」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施しつつ、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。 				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者アンケートにおいて、89.6%が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしたことから、「管理業務の実施状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・令和元年度の入居率は前年度から減少しているものの減少幅が1.9%であったため、「施設の利用状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「建物等の点検確認」及び「緊急対応（迅速かつ誠実な対応）」の成果目標を達成するとともに、アンケートにおいて84.8%の入居者が住宅修繕要望等への迅速な対応を評価していることから、「成果目標及びその実績」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施しつつ、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。 			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<令和元年度分>(概要)

施設の名称	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅 (南勢ブロック)			三重県営住宅(東紀州ブロック)				
指定管理者の名称	三重県南勢地区管理事業共同体			三重県南勢地区管理事業共同体				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅及び県特定公共賃貸住宅並びに共同施設の管理に関する業務(県営住宅等の入居者の決定、使用料の決定等を除く) ・県営住宅等及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 ・その他の業務 			<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅及び共同施設の管理に関する業務(県営住宅の入居者の決定、使用料の決定等を除く) ・県営住宅及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 ・その他の業務 				
成果目標及び実績	内容	目標	実績	内容	目標	実績		
	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均4.0回	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均3.1回		
	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕要望等に1時間以内に対応	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕要望等に1時間以内に対応		
評価項目と内容	H30		R1		H30		R1	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	A		A		A	A		
2 施設の利用状況	B		B		A	A		
3 成果目標及びその実績	A		A		A	A		
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者アンケートにおいて、90.3%が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしたことから、「管理業務の実施状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・令和元年度の入居率は前年度から減少しているものの減少幅が1.8%であったため、「施設の利用状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「建物等の点検確認」及び「緊急対応(迅速かつ誠実な対応)」の成果目標を達成するとともに、アンケートにおいて86.5%の入居者が住宅修繕要望等への迅速な対応を評価していることから、「成果目標及びその実績」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施しつつ、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。 			<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者アンケートにおいて、94.7%が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしたことから、「管理業務の実施状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・令和元年度の入居率は前年度と同水準を維持したことから、「施設の利用状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「建物等の点検確認」及び「緊急対応(迅速かつ誠実な対応)」の成果目標を達成するとともに、アンケートにおいて87.5%の入居者が住宅修繕要望等への迅速な対応を評価していることから、「成果目標及びその実績」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施しつつ、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。 				

(6) 内水面漁協にかかる発注者の対応について

県土整備部

建設工事請負業者への不当要求等について（案）

桑員河川漁協組合長の逮捕を受けて、県発注工事の建設工事請負業者への不当要求等に対する対応を強化するために、以下の措置を講じます。

1 「内水面漁協への工事説明の際の発注者と受注者のあり方」について

工事により生じる濁水などが内水面漁業権が設定されている河川に影響を及ぼす恐れのある際には、内水面漁協に対する工事説明を行っています。

(1) 契約前の工事説明

これまで、発注者が契約前に工事概要の説明や工事实施時期の調整を行っています。これらについて、引き続き発注者が行うことを発注機関に周知し徹底します。

(2) 契約後の工事説明

これまで、契約後、受注者が単独で行っていた工事の施工方法や現場管理等の説明は、発注者が行うこととします。

なお、発注者のみで説明が困難な場合は受注者を同行させます。

(3) 特記仕様書への記載

(2)を明確化するために、これまで特記仕様書（施工条件明示）に明示していた受注者が内水面漁協に対して行う工事の施工方法や現場管理等の説明に関する記述を削除し、次のとおり記載します。

[特記仕様書への記載例]

「内水面漁業協同組合への工事の施工方法や現場管理等の説明は、発注者が行います。
なお、発注者のみで説明が困難な場合は発注者に同行すること。」

(4) 工事説明結果の記録の徹底

内水面漁協に対する工事説明の結果については、打合せ簿に記録し残すことを発注機関に周知し徹底します。

2 「不当要求が発生した場合の体制のあり方」について

受注者が、不当要求等（不当要求及び工事妨害）を受けた場合の対応を強化するために、以下の対策を講じます。

（1）不当要求等が発生した場合の対応

- ① 不当要求等を受けた場合は、その事実を建設事務所の副所長（事務担当）などに報告するとともに、警察に通報することを受注者に周知し徹底します。
- ② 報告を受けた副所長（事務担当）などは、内水面漁協を所管している農林水産部へ報告します。
- ③ 下請負人等（一次若しくは二次下請以降全ての下請負人又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方）が不当要求等を受けた場合も①と同様の対応を求めます。

（2）特記仕様書への記載

（1）を明確化するために、特記仕様書（施工条件明示）には、受注者が不当要求等を受けた場合の措置について記載します。

[特記仕様書への記載例]

「受注者は、不当要求等を受けた場合は、発注機関の副所長（事務担当）に報告するとともに、警察に通報を行うこと。また、下請負人等が不当要求等を受けた場合は、その事実を受注者から、発注機関の副所長（事務担当）へ報告するとともに、下請負人等から警察へ通報させること。」

上記については、10月末までに以下により、関係者に周知します。

- ① 三重県ホームページに掲載。
- ② 建設事務所などの発注機関にて掲示。
- ③ 三重県建設業協会へ通知など。

また、1年間経過後に検証し、継続実施に向け取り組んでいきます。

今回の措置については、現時点での発注者としての対応であり、今後、警察と連携して（仮称）不当要求行為等排除協議会の年内の設立に向けて準備を進めます。

また、建設業者の『協力金』の実態を把握しながら、『協力金のあり方』を検討している農林水産部と連携し、不当要求等の根絶に向けた対策を年度内にとりまとめます。

あわせて、平成11年度に農林水産部と県土整備部において定めた「漁業権設定河川における公共事業、地域開発等に関する基本方針」を年度内に見直します。

漁業権設定河川における公共事業、地域開発等に関する基本方針

漁業権に基づいて魚種の増殖活動を継続している河川において、河川に関連する公共事業、地域開発等を円滑に推進するため、河川は公共用物であるとの認識のもと、次の基本方針を定める。

1 内水面漁業協同組合（以下「漁協」という。）に対する県の指導

（漁業権者の義務）

漁協に、漁業法に基づく漁業権管理者として、漁業権魚種の増殖とその管理義務を遂行するよう指導する。

（適正な漁協運営）

漁協に、水産業協同組合法に基づく指導及び検査を通じて、適正な漁協運営をするよう指導する。

2 工場、事業場の排水に係る県の取り組み

水質汚濁防止法、三重県公害防止条例等に基づき、排水の指導、規制を行うものとする。また、工場、事業場に対し自主管理を徹底する方向で指導する。

3 公共工事、開発行為に対する県の取り組み

① 漁協に対し工事概要、施工方法、現場管理等の説明を行う。

② 魚の生育環境を保全し、工事等による影響を少なくするため、工事実施時期の調整等を行う。

③ 濁水防止対策として、地域にあった適正な仮設工法を採用し、施行させる。

④ 井堰の新改築など見直しに際しては、各河川の魚道等の設置に努める。

4 協議会等の設置

（協議会）

公共事業、地域開発等が関係者の理解のもと、円滑に推進できるように、発生した問題点を調整すること等が必要とされる県民局に設置し、その協議事項は公開する。

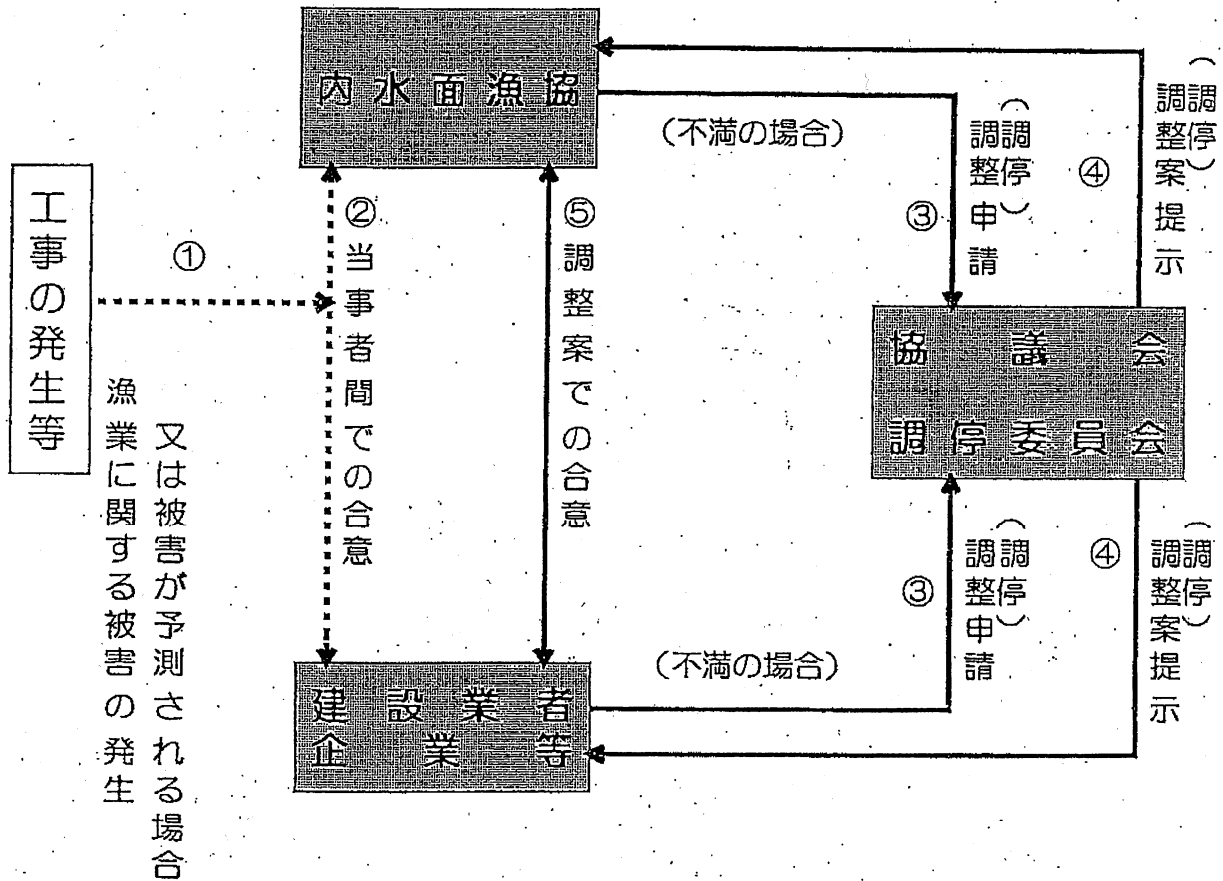
【構成】 学識経験者、内水面漁業の代表者、建設業関係の代表者
その他必要な者

【調整事項】 公共事業、地域開発等の推進と協力金等の問題

（連絡会議）

本庁に、別に定める連絡会議を設置する。

漁業権設定河川における公共事業、地域開発等に関する協力金などの調整フロー



★漁業に関する被害の発生又は被害が予測される場合 (①)

- 1 当事者間での合意による解決 (②)
- 2 当事者間での合意が不成立の場合
 - ・ 内水面漁協または建設業者、企業等のどちらからでも、また双方からでも協議会、あるいは公害審査会（調停委員会）の開催を申し入れる。(③)
 - ・ 協議会または調停委員会では、双方の意見を聴取し、調整（調停）案を提示する。(④)
 - ・ 当事者は、協議会または調停委員会の調整（調停）案を遵守する義務を有し、実行する。(⑤)

	調停委員会（公害審査会）	協議会
設置根拠	公害紛争処理法第13条に基づいて 県公害審査会条例第2条により設置	漁業権設定河川における公共事業、 地域開発等に関する基本方針 に基づいて設置
性格	地方自治法第138条の4で定める執行 機関の「付属機関」である。	行政が設置する「任意機関」で ある。
目的	環境基本法第2条第3項に規定され た公害紛争について、裁判とは別に行政 上の処理制度を確立し、簡易・迅速 な解決を図る。	河川に関連した公共工事等で発生 した協力金問題の紛争に特化して調整 する。

公共工事における漁協への報償費の支払いについて（案）

1 地域の特性

伊賀地域では、当時の上野市議会からの請願や伊賀川漁協が市と地域振興整備公団に対し、県公害審査会に公害調停を行うなど、過去から河川環境の保全と内水面漁協の共存できる対策が望まれてきた経緯があります。

また、漁業権の設定された河川のほぼ全域が特別天然記念物（オオサンショウウオ）の生息地であり、工事の際には、文化財保護法に基づく申請を行い、水替え時に保護調査を実施しながら、生息地に及ぼす影響をできる限り小さくする配慮を行っています。

2 立会の目的

このような地域にある伊賀建設事務所では、河川内の工事を行う際には、濁水等による魚の生育環境への影響を少なくするため、魚類の生育環境に精通した内水面漁業組合員に工事現場での立会を要請し、その地域の河川にあった適正な仮設工法等を採用するための助言をいただいています。

3 立会の効果

具体的には、濁水発生等に影響が大きい仮設工事の施工時や撤去時等に助言をいただくことで、魚類の生息環境を脅かすことのないような場所を選んでの工事用道路の設置や工法の採用、魚類の生息環境に適した河道形状への復旧等を行う事が可能となり、工事による河川環境への影響を極力抑えることが出来ています。

4 今後の対応

長年の立会の経験を積み重ねてきたことで、河川環境の保全にかかる一定のノウハウが積み上げられ、助言を得るための立会は一定の役割を終えたと考えられることから、今後は関係者と調整したうえで、県から内水面漁協への立会要請は行わないようにします。このことにより、内水面漁協への報償費の支払いは無くなります。

なお、特に希少な生物が生息しているところでの工事や河川環境に大きな影響をおよぼす恐れのある工事を行う場合については、個別に有識者の意見をいただくことを検討していきます。

(7) 審議会等の審議状況について（令和2年6月3日～令和2年9月16日）

（県土整備部）

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	令和2年8月21日
3 委員	委員長 安食 和宏 副委員長 酒井 俊典 委員 小菅 まみ 他4名
4 諮問事項	公共事業再評価実施事業 ・水道施設整備（北中勢水道用水供給事業）事業 ・道路（国道421号 大安ICアクセス）事業 ・道路（国道167号 磯部バイパス）事業
5 調査審議結果	水道施設整備（北中勢水道用水供給事業）事業については、 継続が了承された。 道路（国道421号 大安ICアクセス）事業、道路（国道167号 磯部バイパス）事業についての審議は継続中である（10月2日審議）。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県都市計画審議会
2 開催年月日	令和2年7月28日
3 委員	会長 松本 幸正 委員 仲林 真子 他18名
4 諮問事項	1 鈴鹿都市計画 区域区分の変更 2 伊勢都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 3 鳥羽都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 4 志摩都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 5 南勢都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 6 伊賀都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 7 名張都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 8 尾鷲都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 9 熊野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 10 紀伊長島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 11 御浜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
5 調査審議結果	諮問事項について、原案どおり答申された。
6 備考	